

令和3年第4回農業委員会総会

- 1 日 時 令和3年4月27日(火)
午前10時00分～午前10時7分
- 2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員 (農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
5	小川 裕希恵	9	橋村 實男

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
4	丸小 操		田中 弘明

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長（前田）

ご起立ください。ただ今から、令和3年第4回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

本日の出席委員11名中欠席は田中推進委員、丸小委員の2名ですが定足数に達しておりますので、これより、令和3年第4回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定によりまして、会長において、2番石井昌嗣委員、3番東田保夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。これより、日程第1報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第1号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。

譲受人は広島市南区段原日出二丁目の株式会社〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人は、大阪府高槻市西町の〇〇〇〇さんです。届出地は、黒川一丁目〇〇番〇〇、面積は406.34㎡、登記地目は田となっています。現況は、申請書では雑種地と記載があります。通常、休耕とするべき状態で、農地として利用されていない状態です。転用目的は、分譲用宅地とするというものです。申請地は、山陽本線の線路敷地と住宅に囲まれた土地となっています。近隣は、分譲された団地となっていて、最後に残った一画となっています。地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。3月19日にこの届出を受理しております。

引き続き、順位2についてご報告いたします。議案書は3ページ、地図は5ページとなります。譲受人は広島市西区横川町三丁目の株式会社〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市油見三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、油見二丁目〇〇番〇〇、面積は980㎡、同じく〇〇番〇〇、0.64㎡、同じく〇〇番〇〇、1.84㎡、登記地目はいずれも田ですが、現況は畑で休耕しています。転用目的は、分譲用宅地とするというものです。申請地は、油見トンネル東口の交差点を南に下った西側の道路に面した土地です。土地全体が80センチメートル位かさ上げがされており、スロープの入口があります。枝番の〇〇番、〇〇番は、測量の結果、分筆されたもので、〇〇番〇〇と同様に宅地として利用するものです。近隣は、道路整備後、宅地化が進んだ地域です。西側に水路もありますが、地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。3月29日にこの届出を受理しております。以上2件でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見は、なしと認めます。お諮りいたします。本日議決されました案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにつきましても、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。次回の会議は、5月25日(火)10時からとなっておりますが、よろしいでしょうか。
(異議なしの声)

以上をもちまして、令和3年第4回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長(前田)

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。